

事務事業マネージメントシート

作成日 令和6 年 05 月 01 日

事務事業名	不妊治療費助成事業	担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係
政策名	2 「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	施策名	1 子育て支援の充実
成果指標	<p>名称</p> <p>妊娠が成立した夫婦数</p>	<p>単位</p> <p>組</p>	<p>5 年度実績</p> <p>4</p>
事業概要	<p>人工授精や体外受精、顕微授精などの不妊治療は医療保険の適用外となっており、このうち体外受精及び顕微授精は、1回の治療費が30万円から40万円と特に高額である。不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、次世代育成の推進を図るためその治療費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】保険診療適用外の人工授精又は体外受精、顕微授精を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、真岡市内に1年以上前から住所を有し、市税に滞納がない者</p> <p>【所得制限】なし</p> <p>【助成額】不妊治療に要した費用に対して、1/2を補助。ただし、県の補助に該当する場合は、その補助を差し引いた額に対し1/2を補助。体外受精と顕微授精の特定不妊治療における、初回申請年度については、要した費用の30万円を限度に助成。</p> <p>【年間限度額】15万円（特定初回30万円）</p> <p>【助成期間】5年間</p>		
5 年度 実績・成果・課題	<p>不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心してこどもを産み育てる環境を整備している。</p> <p>令和4年度から、不妊治療の内、人工授精、体外受精、顕微授精、胚培養、胚凍結、胚移植が健康保険適用となり助成件数は減少しているが、健康保険適用には年齢や回数の制限があるため、令和5年度以降も市の助成は継続する。</p>		
今後の方向性と 具体策	<p><input type="checkbox"/>廃止 <input type="checkbox"/>休止 <input type="checkbox"/>目的絞込み <input type="checkbox"/>目的拡充 <input type="checkbox"/>事業統廃合 <input type="checkbox"/>事業のやり方改善 <input type="checkbox"/>予算削減 <input type="checkbox"/>予算増大 <input type="checkbox"/>現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）</p> <p>【具体的な改善案】</p>		